

運送業者貨物賠償責任保険スペシャル パッケージをご契約いただくお客さまへ

2023年12月1日以降保険始期契約用
2023年9月版

重要事項説明書

(注) 保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

- この書面では、運送業者貨物賠償責任保険スペシャルパッケージに関する重要事項(【契約概要】【注意喚起情報】等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

- ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・各特約(特別約款または特別条項等を含みます。以下同様とします。)によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「保険の約款、パンフレット」等にてご確認ください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

※ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

●ご契約内容について

運送業者貨物賠償責任保険スペシャルパッケージは事業許可を有し(届出を含みます。)、運送業を営む被保険者^(※)が受託する貨物に損害が生じた場合に負担する次の賠償責任を補償する運送保険です。

- (1) 被保険者が荷主に対して負担する運送契約上の賠償責任(売上高方式の場合、運送契約に付随する作業もしくは保管にかかわる契約を含みます。)
- (2) 被保険者が下請運送業者の場合は、元請運送業者に対して負担する契約上の賠償責任および荷主に対して負担する法律上の賠償責任

具体的には、被保険者が保険事故により貨物に破損、滅失、紛失等の損害を与えた場合に生じる実損額をお支払いします。違約金、休車料、休業補償などの間接的な費用損害はお支払いできません。

(※) 保険の補償を受けられる方をいいます。ただし、損害賠償請求権者を除きます。

●ご契約方式

(1) 売上高方式

直近の年間売上高を基に保険料を算出します。

下請運送業者に運送を委託した貨物に生じた損害に対しても保険金をお支払いします。ただし、保険金支払い後にその下請運送業者に対して損害賠償請求することがあります。特約によりその権利行使を放棄することもできます。

(注) 法令に基づき運送事業を行うことについて許可を受けていない輸送用具(自家用貨物自動車等)で輸送中の事故は補償されません。

(2) 車両特定方式

車両特定方式は被保険者が所有する法令に基づき運送事業を行うことについて許可を受けた輸送用具(営業用貨物自動車、営業用軽貨物自動車および営業用自動二輪車)を特定し、その車両に積載される貨物に対する賠償責任を補償します。

(注) 法令に基づき運送事業を行うことについて許可を受けていない輸送用具(自家用貨物自動車等)や下請運送業者を対象とすることはできません。

2. 基本となる補償および保険金額等

●基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

(1) 保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いする主な場合は、次のとおりです。詳細については、「保険の約款」にてご確認ください。

① 貨物の損害に対する保険金

ア. 基本となる補償条件はオール・リスク担保です。

すべての偶然な事故および共同海損行為によって生じた貨物の損害に対して保険金をお支払いする条件です。

イ. 車両特定方式(営業用軽貨物自動車および営業用自動二輪車を除きます。)では、限定危険担保特別約款付の条件(以下「エコノミーコース」といいます。)を選択できます。エコノミーコースでは、火災・爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害および、盗難または各荷造りごとの紛失による損害に限り保険金をお支払いします。ただし、条件制限がある貨物については、エコノミーコースの条件のもと、それぞれの条件(制限貨物の条件)が適用されます。

ウ. この保険の対象となる貨物は被保険者が受託した貨物です。ただし、下記の貨物は補償条件が制限されます。(条件制限貨物)

条件制限貨物	補償条件
① 生動物(家畜および活魚を含む。)	火災・爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた1頭毎の死亡による損害
② 青果物、生鮮食品および冷凍・冷蔵・保冷・保温等温度管理される貨物(ばら積み貨物を除く。)	温度変化による損害については、特定の事由によって生じた温度変化の損害(※2)
③ 植物(生花、球根、苗等)	
④ ばら積み貨物(液状、粉状、泥状、気状、結晶状、塊状等の形状で、個数によらず重量または容積により取引が行われる貨物であり、梱包せず輸送用具にそのまま積載して輸送される貨物または梱包せずにそのままもしくは収容設備内で保管されている状態の貨物。ただし、輸送用具から受荷主への引き渡ししがタンクへの投入によって行われる貨物を除く。)	ア. 火災・爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または輸送用具ごとの盗難によって生じた損害 イ. 輸送用具または輸送用具に付属する収容設備の破損による汚染・汚損・漏れ損 ウ. 積み込み・荷卸しまたは積替え作業の過失によって投入されるべき収容設備以外の収容設備へと誤投入されたことによる汚染・汚損(その収容設備内に既に存在していた貨物または受荷主の施設に関し、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。) エ. 積み込み・荷卸しまたは積替え作業において使用されるホース・パイプ類からの漏出によって貨物に生じた損害(ホース・パイプ類自体の欠陥によって生じた損害を除きます。) オ. 特定の事由によって生じた温度変化の損害(※2)

条件制限貨物	補償条件
⑤輸送用具から受荷主への引き渡しがタンクへの投入によって行われる貨物	基本条件に加えて、積み込み・荷卸しまたは積替え作業の過失によって投入されるべきタンク以外のタンクへと誤投入されたことによるその貨物自体の汚染・汚損によって生じた損害 ^(注) 温度変化による損害については、特定の事由によって生じた温度変化の損害(※2) (注)誤投入されたタンク内に既に存在していた貨物または受荷主の施設に関し、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。
⑥野積み中(屋根のない場所または軒下に置かれた状態をいう。)の貨物。ただし、一時保管中は除きます。	次に掲げる場合を除き、火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害。 ア.貨物が密閉式の金属製または強化プラスチック製コンテナに収容されている場合 イ.保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人が、貨物が野積みされている事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合
⑦コンテナ自体(※1)	火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または盗難もしくは紛失による損害
⑧通い箱、パレット、輸送用ラック等の輸送用什器(※1)	火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害
⑨貨紙幣類・有価証券(金・銀・白金の地金を含みます。貨紙幣類・有価証券の定義は別記のとおり。)	1梱包あたり10万円が限度
⑩貴金属製品、宝飾・宝石、宝飾品(時計、アクセサリー類を含みます。)、希少金属、希土類、書画、骨董品、彫刻物およびその他の美術品	1梱包あたり50万円が限度
⑪引越荷物(個人の家財、法人が所有・管理する什器・備品等の財物) (注)個人の家財については、補償の対象から除くことができます。引越荷物の中に①から⑩に定める貨物が含まれていた場合は、それぞれに定める規定を優先して適用します。	梱包されない貨物は、1梱包を1点または1組と読替えます。たんすは1棹を1点。食卓セットはテーブルと椅子で1組とします。 [下記(2)保険金をお支払いできない主な場合]に加え、次の事由によって生じた損害に対しても保険金をお支払いしません。 ・引越荷物の一部または全部がペーパーまたはセット物である場合について、滅失または損傷を被った部分がペーパーまたはセットとして特別な価値を有していた場合の受損部分の価値を超える損害 ・楽器類の音質・音色の変化、弦のゆるみ、自然に起こる音律不調による損害 ・家電製品・パソコン等の機械類について、外観上、損傷が認められない場合の電氣的・機械的故障による損害

(※1)被保険者所有のものは、補償の対象となりません。

(※2)「特定の事由によって生じた温度変化の損害」とは、次に掲げた事由によって生じた温度変化の損害をいいます。ただし、工.については、1回の保険事故(1回の保険事故とは、同一原因による1損害および1連の損害をいい、連続72時間中に同一原因により被った損害をいいます。)につき、この保険証券に記載された支払限度額もしくは保険証券上別段の取り決めの記載がある場合を除き、300万円のいずれか低い額を限度とし、「車上仮置」を含む輸送中に生じた損害に限ります。以下同様とします。

ア.冷凍・冷蔵・保冷・保温貨物等の温度管理のために使用されている機械・装置の破損・故障(保険証券に時間の記載がない場合は継続した時間を問いません。)

イ.貨物を冷凍・冷蔵・保冷・保温等温度管理する収容設備またはコンテナ(ア.の機械・装置を除きます。)の破損・故障

ウ.火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州

エ.被保険者、被保険者の下請運送人、およびそれらの使用人による冷凍・冷蔵・保冷・保温貨物等の温度管理のために使用されている機械・装置、収容設備・コンテナの操作上の過失

次の貨物は、この保険の対象貨物から除外し、一切の損害に対して保険金をお支払いしません。

・輸送用具自体、トレーラー・シャーシー等の被牽引車両

②費用損害に対する保険金

上記①のほかに、以下の費用損害についても保険金をお支払いする場合があります。

ア.検査費用

保険金を支払うべき事故が発生した際、損害の発生の有無などを確認するために検査を実施した場合に、被保険者が負担を余儀なくされた費用(検査費用、仕分費用、再梱包費用など)なお、貨物保険金と合算して1事故支払限度額を上限とします。

イ.損害防止費用

保険契約者または被保険者が保険事故の発生にあたり、損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用

ウ.争訟費用

被保険者が訴訟、仲裁、調停または和解のために、あらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用

エ.協力費用

弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決にあたるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が弊社に協力するために支出した費用

③自然災害による費用等の損害に対する保険金

被保険者が賠償責任を負担しない自然災害(「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害(被災者生活再建支援法第2条1号)をいいます。)の結果、この保険契約で補償される危険の発生により当会社が承認した以下の費用等^(※)

ア.自然災害による運賃等

イ.自然災害による見舞費用

ウ.自然災害による残存物取片付け・廃棄費用

(※)保険金を支払う各費用等の損害の限度額は、1回の保険事故につきそれぞれ100万円とし、実際に発生かつ履行に着手した貨物に係る運賃等の額を超えないものとします。

(2)保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳細については、「保険の約款」にてご確認ください。

①保険契約者、被保険者、下請運送業者(これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人もしくは使用人(この保険契約において使用人とは、前記の者と雇用契約関係にある者をいう。)の故意

②輸送用具または積載方法が貨物を安全に輸送するのに適さないこと

③輸送用具の不完全被覆により「車上仮置」を含む輸送中に生じた損害(ただし、その輸送用具の被覆が完全であったとしても生じたであろう損害を除きます。)

④警察で届出が受理されていない盗難または各荷造りごとの紛失による損害

⑤貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由

⑥荷主による荷造りの不完全

⑦運送の遅延

⑧戦争、内乱その他の変乱

⑨水上または水中にある魚雷または機雷の爆発

⑩公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収

⑪検査または⑩以外の公権力による処分

- ⑫ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- ⑬10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際してその群衆・集団の一部によりなされた暴行(放火および盗取を含む。)ならびにこれらに関連して生じた事件
- ⑭原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学用、科学用または産業用ラジオ・アイントープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物は含まない。)の原子核反応または原子核の崩壊は除きます。
- ⑮陸上(湖川を含む。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害または地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存在する間に生じた損害
- ⑯次の者により輸送用具が運転されている間に生じた損害
 - ア. 無免許運転者
 - イ. 飲酒運転者(道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態にある者をいいます。)
 - ウ. 薬物(麻薬、阿片、ヘロイン、大麻、覚醒剤等の吸入、服用等)使用中の運転者
- ⑰法令に基づき運送事業を行うことについて許可を受けていない事業者、および許可を受けた輸送用具以外の輸送用具(自家用貨物自動車等)によって貨物が輸送された場合には、その輸送中および一時保管中に生じた損害
- ⑱創作物類(記念品、書類、原稿類、写真、設計図、コンピュータソフト等、価格の決定が困難なもの)の損害について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る客観的・経済的価値の損害を除き個人的な付加価値を有する部分についての損害
- ⑲違約金・慰謝料・臨時費用・逸失利益等の間接損害
- ⑳輸送中以外の状態にある間のテロ行為等による損害(輸送中については普通保険約款およびテロ危険免責特別約款以外の特別約款の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。)
- ㉑電子機器類の日付認識問題に関わる損害
- ㉒化学兵器、生物兵器、生物化学兵器または電磁兵器によって生じた損害
- ㉓直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃によって生じた損害
- ㉔この保険契約に基づく補償の提供、保険金の支払または便宜の提供によって、弊社または弊社の親会社もしくは最終的支配会社が、国際連合決議による制裁、禁止もしくは制限、または日本国、ヨーロッパ連合(EU)もしくはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令もしくは規則に抵触する場合

●セットできる主な特約 契約概要

ご要望に応じてセットできる主な特約とその概要は次のとおりです。特約の詳細は、「保険の約款」等にてご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店、扱者または弊社までお問い合わせください。

- ①第三者賠償責任担保特別約款

次のア、またはイ.の貨物について、この保険の定める期間内に被保険者が通常の運送業務遂行中(個別方式による契約の場合、保険証券記載の輸送用具以外での運送業務遂行中を除きます。)に生じた偶然の事故により、他人の生命もしくは身体を害し、または財物^(※)を滅失、損傷もしくは汚損したことにより被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

 - ア. 被保険者が受託した貨物(この保険契約の対象貨物に限ります。)
 - イ. 被保険者が受託していないにもかかわらず受託したと誤認した貨物

(※)この保険証券の保険の対象欄および他の欄において、この保険の対象から除外することが明記された貨物を除きます。

 - ・被保険者の下請運送人が負う賠償責任については、被保険者が下請運送人に委託した運送業務遂行中(保険証券記載の輸送用具以外での運送業務遂行中を除きます。)に発生した事故にかかわる損害に限り対象となります。
 - ・借用したフォークリフト等自体の損害も対象となりますが、リース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき被保険者が他人から借りている場合は除きます。

保険期間中、対人・対物賠償合算して1億円を限度とします。
免責金額(自己負担額)は1事故につき3万、5万、10万円から選択していただけます。
- ②運送継続・急送費用担保特別約款

火災、爆発、輸送用具の衝突等により輸送用具が自力走行不能となり、輸送中の貨物を輸送開始時

の目的地まで輸送を継続するための費用、輸送中の貨物に損害が発生した場合や被保険者による送り状の記載誤りまたは送り状の貼り間違いによる誤配、被保険者による積み忘れ等により代替品を急送するための費用について保険金をお支払いする特別約款です。ただし、1事故につき500万円を限度(免責金額なし)とします。

- ③残存物取片付け・廃棄費用担保特別約款

損害に対する保険金としてお支払いする他に残存物の撤去、運搬、焼却、廃棄等の費用の実費をお支払いする特別約款です。ただし、1事故につき500万円を限度(免責金額なし)とします。
- ④特定危険に関わる高額危険担保特別約款(売上高方式にのみセット可能です)

貨物の輸送中(下請運送業者が起した損害はお支払いの対象となりません。)に火災、爆発、輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害に対しては設定した輸送中の1事故支払限度額の5倍または5,000万円のどちらか低い金額を限度として保険金をお支払いする特別約款です。ただし、前記「●基本となる補償」の条件制限貨物はこの特別約款の対象となりません。
- ⑤下請運送業者への損害賠償請求権放棄特別条項(売上高方式にのみセット可能です)

下請人(下請運送業者等、下請運送人を含みます。以下同様とします。)に運送等を委託した貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いした場合に、弊社が下請人へ損害賠償請求をする権利を放棄することを約定する特別条項です。

●支払限度額・免責金額(自己負担額)の設定 契約概要 注意喚起情報

お支払いする保険金は、仕切状がある貨物についてはその仕切状面価額、仕切状がない貨物については荷受人へ引き渡されるべき日の貨物の仕向地における正価額(中古貨物についてはその時価)、あるいはご契約された支払限度額のいずれか低い金額がお支払いの限度となります。

支払限度額や免責金額の設定については次のとおりです。お客さまが実際に契約する支払限度額や免責金額については、保険申込書の「支払限度額」欄、「免責金額」欄等でご確認ください。

- ①輸送中の1事故支払限度額と免責金額^(※)を設定していただきます。1事故支払限度額は、保険事故が発生した輸送用具1台ごとに適用します。
- ②輸送中の1事故支払限度額は保険金のお支払いが何回あっても減額されません。
- ③売上高方式の場合のみ、一時保管中と保管中を担保します。一時保管中および保管中の1事故支払限度額および年間総支払限度額(保険期間内に支払う保険金の通算合計額)は、1事故支払限度額の5倍(1億円限度)とし、1事故支払限度額が1億円を超える契約は、1事故支払限度額と同額とします。一時保管中、保管中については保険事故が発生したそれぞれの一時保管場所、保管場所1場所ごとに適用します。一時保管中の支払限度額は保管中の支払限度額と同額とし、一時保管場所と保管場所が同一の場合には、一時保管中の支払限度額は保管中の支払限度額に含まれるものとします。(お支払い額が年間総支払限度額に達した場合は、ご契約は終了します。)なお、車両特定方式のご契約で、保有する車両の一部のみをこの保険の対象とした場合は、一時保管中および保管中に生じた事故はお支払いできません。また、「車上仮置」中は、輸送中とみなし、輸送用具1台ごとに適用します。

(※)お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

●保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の「保険期間」欄で、補償の開始・終了時期については「保険の約款」等にてそれぞれご確認ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、補償内容(業務内容・特約の有無を含みます。)、貨物(保険の対象)、これまでの事故発生状況、ご契約の支払限度額や免責金額(自己負担額)、保険料の算出基礎数値等により決まります。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の「保険料」欄でご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。また、払込手段は銀行振込、口座振替等があります^(※)。

なお、保険期間が始まった後であっても、弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(※) 銀行振込などの場合は着金日が保険料の領収日となります。払込みの控えは保険証券がお手元に届くまで大切に保管してください。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料を複数の回数に分けて払い込みいただく分割払で契約をされた場合、第2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日^(※)までに払い込みください。払込期日後1か月を経過した後も分割保険料の払い込みがない場合には、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただく場合がありますので、ご注意ください。

なお、保険料の払込猶予期間は保険種類や保険料の払込方法によって異なりますのでご注意ください。

(※) 口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

4. 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 保険申込書のご確認

お客さまのご意向に基づき、弊社にて別紙「保険申込書」のとおり、契約プランをご案内していますので、ご意向に沿った内容であるかご確認のうえ、ご契約ください。また、「保険申込書」の記載内容に誤りがないかについてもご確認ください。

2. 告知義務

注意喚起情報

ご契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。

告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確にお知らせいただく義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書に告知事項として明示している項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、「保険申込書」の記載内容を必ずご確認ください。

特に「保険申込書」において※印を付した以下の項目についてはご注意ください。

主な告知事項

- 被保険者名(保険の補償を受けられる方であり、保険の対象の所有者等)
- 年間売上高(売上高方式の場合:前期の決算書(損益計算書)の写しをご提出ください。)
- 登録番号(車両特定方式の場合:ご契約の時点で契約する営業用貨物自動車の車両登録番号を弊社所定の明細書に記入していただきます。)
- この保険契約と同一の損害を補償する他の保険契約の有無(共済契約も含む) など

(注) 告知等変更特約が適用される契約には、申込書(付属する明細書を含みます。)の記載事項全てが告知義務となります。

3. クーリングオフ

注意喚起情報

この保険は、ご契約のお申込み後、お申込みの撤回またはご契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

III 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等

注意喚起情報

(1) ご契約者または被保険者は、ご契約の後、「保険申込書(付属する明細書を含みます。)」の記載事項に変更が発生した場合は、事前に(事前に変更の事実を把握できない場合は、遅滞なく)取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。変更の内容によってはご契約を解除させていただくことやご通知がない場合、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

特に「保険申込書」において☆印を付した以下の項目についてはご注意ください。

主な通知事項

- 車両明細 など

(注) 特定された車両の増車、入替、減車等について(車両特定方式の場合)

- 車両の増車、入替、減車等^(※)の場合は、その都度、遅滞なく弊社へご通知ください。
- 車両の増車、入替の場合で、ご通知がいただけないうちに生じた事故については、保険金のお支払いができない場合があります。
- 減車で保険料の返還ができる場合は、ご通知いただいた日を基準に計算いたします。

(※) 車両登録番号のみの変更もご通知ください。

(2) ご契約者の住所または通知先を変更した場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

2. 解約時の返還保険料

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

期間建のご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間に対する保険料を返還することや、既に経過した期間に対して払い込まれていない保険料がある場合は、その保険料を請求することがあります。

3. 保険証券の保管

保険証券は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容および保険の約款等をご確認のうえ、大切に保管してください。

IV その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

2. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人・小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には、保険金や返還保険料は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3. 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（弊社代理店を含みます。）へ委託する場合
- ② 再保険（再々保険以降の出再を含みます。）の手続きをする場合（外国にある事業者との手続きを含みます。）
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い（プライバシーポリシー）の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

（URL：<https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>）

4. 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、弊社は保険契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 保険契約者または被保険者が、弊社に保険金を支払わせる目的で損害を生じさせた場合
- (2) 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3) 被保険者が保険金請求について詐欺を行った場合 など

5. 事故が起こった場合

事故発生のご連絡をいただいてから、保険金のお受け取りまでの一般的な流れは、次のとおりです。お客さまのご契約内容、事故の状況などにより手続きが異なることもありますので、ご遠慮なく取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

● 保険金のお支払いの流れ

事故発生のご連絡から、保険金のお受け取りまでの一般的な流れは次のとおりです。

Step1：事故発生のご連絡	お客さま
----------------	------

- 事故状況などについて、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡をお願いします。盗難事故などについては、すみやかに所轄警察署に届け出てください。
- 補償内容が重複する他の保険契約等がある場合は、お申出ください。
- 損害を被った貨物は確認が必要ですので、弊社の調査前に処分されないようお願いします。

Step2：事故対応のお打ち合わせ	弊社
-------------------	----

- 必要に応じて、事故状況の詳細・貨物の損害状態を確認します。

Step3：必要書類のご案内など	弊社
------------------	----

- 保険金請求に必要な書類についてご案内します。

Step4：必要書類のご手配・ご提出	お客さま
--------------------	------

- 保険金請求書に必要な書類のご手配をいただき、ご提出をお願いします。

Step5：ご請求内容の確認	弊社
----------------	----

- 保険金をお支払いするために必要な確認をします。
- お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。

Step6：保険金のお受け取り	お客さま
-----------------	------

- 指定された口座に振り込まれたお支払い金額の確認をお願いします。

(注) 事故の発生時のご注意

損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときは、必ず事前に弊社へご通知いただき、承認を得てください。その際に、弊社は、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。弊社の承認のないまま被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合は、保険金をお支払いできない場合があります。

● 保険金請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、下記の書類をご提出いただきます。保険金のご請求に必要な書類につきましては、事故のご連絡をいただいた後にご案内します。主な書類は次のとおりです。

- (1) 保険金請求書
保険金のご請求の意思と保険金お振込先の確認のためにご提出ください。
- (2) 事故発生状況・日時・場所、事故の原因、事故発生の有無を確認する書類

保険金の請求に必要なとなる書類	
<ul style="list-style-type: none">・ 事故報告書（事故日時、事故原因、発生場所、被害状況等）・ 公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書等）・ 写真（貨物の損傷箇所、事故現場）	など

- (3) 輸送した貨物の内容を確認する書類

保険金の請求に必要なとなる書類	
<ul style="list-style-type: none">・ 送り状、納品書、出荷指図書・ 運転日報・ 仕切書もしくは輸送時の貨物の価格を証明する書類	など

(4) 輸送した貨物の損害内容を確認する書類

保険金の請求に必要な書類
<ul style="list-style-type: none">• 損害の内容(数量、程度、金額等)を示す書類• 修理見積書• 損害賠償請求書• 示談書• 先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類)^(※) など <p>(※) 賠償責任の保険では、保険金のお支払いに際し、被害者への賠償金のお支払いが終わっていること、もしくは、先に保険金を受取ることにつき事前に被害者の承諾を得ていることが必要です。</p>

(5) その他保険金のご請求に必要な書類

保険金の請求に必要な書類
<ul style="list-style-type: none">• 廃棄証明書• 盗難被害通知兼念書• 権利移転書• 他者から支払われる損害賠償金、保険金、給付金を示す書類^(※) <p>(※) 被保険者が被った損害に対して支払われることが決定している、またはすでに支払われた損害賠償金、保険金、給付金等がある場合には、その額を示す書類および関連する保険証券等をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none">• 荷主または元請運送業者に請求する運賃等の請求書

(注) 事故の内容または損害の額などに応じて、ご契約者または被保険者に対して、これら以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いすることがありますので、ご了承ください。

6. 保険金のお支払い

(1) 保険金のお支払い時期

弊社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただきご請求の手続きが完了した日(以下「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うための必要事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、この期間内に必要な照会・調査が終了しない場合は、被保険者にご連絡のうえ、請求完了日からその日を含めて次の日数を経過する日までに保険金をお支払いすることがあります。

照会・調査内容	日数
事故の原因、事故発生状況等を確認するために、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合	180日
損害の程度、事故の原因、損害の発生と事故との関係等を確認するために、専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合	90日
災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域において、事故発生状況、損害の額等の確認のために必要な調査を行う場合	60日
事故発生状況、損害の額等の確認、弊社が支払うべき保険金の額を確定するための確認を日本国内において行うための代替的な手段がなく、日本国外において必要な調査を行う場合	180日
損害を受けた対象の貨物、損害発生事由もしくは損害発生形態が特殊である場合または多数の貨物が同一事故により損害を受けた場合または共同海損が宣言されたことにおける、専門機関による鑑定等の結果の照会を行う場合	180日

(2) 他に同様の補償をする保険契約(共済を含みます。)がある場合のお支払方法

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額に対して、この保険契約の契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

(3) 請求権代位

被保険者が他人から損害賠償を受けることができる場合に、弊社がその損害について保険金を支払ったときは、弊社は、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。

(4) 保険金請求権の譲渡または質権の設定

保険金請求権は第三者に譲渡すること、または質権を設定することはできません。

(5) 保険金請求権の時効

保険金をご請求いただける期間は、「保険の約款」に定める保険金請求権が発生した時の翌日から3年間です。時効期間を超えた場合は、保険金をお支払いできなくなります。なお、ご契約の継続にあたっては、保険金の請求に漏れないかご確認ください。

(6) 損害賠償請求権者の先取特権

事故にかかわる損害賠償請求権者は被保険者の弊社に対する保険金請求権について先取特権を有します。

7. 共同保険契約

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

お問い合わせ先

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

● 商品・ご契約内容に関するお問い合わせは
0120-016-693(通話料無料)
受付時間:平日・土・日・祝日 午前9時～午後5時
(年末年始を除きます。)

● 弊社への苦情・ご不満を承る窓口は
お客様の声室
0120-246-145(通話料無料)
受付時間:午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは
0120-01-9016(通話料無料)
受付時間:24時間365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808(ナビダイヤル 全国共通・通話料有料)
受付時間:平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日および12月30日～1月4日を除きます。)
※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。
※電話リレーサービス、IP電話からは、同協会ホームページの「そんぽADRセンターの連絡先・所在地」に記載の直通番号へおかけください。
一般社団法人日本損害保険協会のお客様対応窓口で、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。また、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

一般社団法人保険オンブズマン
03-5425-7963(通話料有料)
受付時間:平日 午前9時～12時、午後1時～5時
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)
詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。
<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。